

### 第3回 国立大学法人奈良国立大学機構理事長選考・監察会議議事要旨

日 時 令和5年1月25日（水）10時30分～11時35分  
場 所 奈良女子大学仮第一会議室（記念館2階）及びオンライン参加  
出席者 國枝委員、松本伸之委員、松本洋一郎委員、村岡委員、吉田委員  
和田委員、伊藤委員、今委員、渡邊委員、高田委員、柳澤委員  
欠席者 森川委員  
列席者 三野監事、大久保監事、三谷監事  
事務局 林総務課長、河上総務課課長補佐、荒堀総務課課長補佐  
議 長 松本洋一郎委員

議事に先立ち、第2回会議の議事要旨（令和4年11月21日開催）を確認し、了承した。

#### 審議事項

##### 1. 理事長の業務執行状況の確認手続きについて

議長から、前回の本会議で決定した方向性を踏まえた基準（案）及び業務執行状況の確認スケジュールについて、審議したいとの発言があった。

事務局より、資料1-1及び1-2により、基準（案）の修正案及び業務執行状況の確認スケジュールの説明があった。

審議の結果、原案のとおり承認し、議長より、本日付けで施行すること、次回の本会議において理事長へのヒアリングを実施するので、議長より理事長にヒアリングへの出席依頼を行うことの説明があった。また、次年度以降の業務執行状況の確認スケジュールについても、資料1-2のとおり、今年度と同様とすることを確認した。

##### 2. 大学総括理事を置くことについて

議長から、現大学総括理事の任期が令和5年度末で満了となるため、次期大学総括理事を置くことについて、また置く場合の任期について協議したいとの提案があった。

事務局より、資料2により、根拠となる法令、令和6年4月からの新体制を現理事長が決定するにあたり、相応の時間が必要となること等について説明があり、議長より、令和6年4月から大学総括理事を置くか、また置く場合はその任期について、本日審議願いたいとの提案があった。

委員からは、今年度より新たな法人が運営されたところであり、また本法人の下に置かれる2大学は、経営は同一ではあるが大学は別であるので、各大学に大学総括理事を置くのが妥当であるという意見、機構設立以降の榊理事長の経営方針等の状況を見ると、各大学に引き続き大学総括理事を置くことは極めて妥当であるという意見等があった。

審議の結果、国立大学法人奈良国立大学機構の経営と円滑な両大学の運営との両立への取組みの継続性を考慮し、奈良教育大学及び奈良女子大学にそれぞれ大学総括理事を置くことを決定し、任期は令和6年4月1日から現理事長の任期の末日である令和7年3月31日までの間とすることとした。

議長より、本決定を受け、国立大学法人法に則り、法人より文部科学大臣に承認を受ける手続きを進めるとの説明があった。

### 3. 理事長の選考及び解任手続きについて

議長から、次期理事長選考にあたっての制度設計や明文化、任期や再任の取扱い等、また理事長の解任手続きを現規定に加えて解任請求母体等をさらに具体的に規定する必要があるか等について、検討していく必要があるとの説明があり、意見交換をしたいとの発言があった。

事務局から、資料2により、次期理事長選考に向けてのスケジュールの見通し、本会議ならびに委員が法律により付託された権限や継続性、また理事長の解任に関しては、現規程でも国立大学法人法に則り最小限が定められているが、参考資料等により、他法人では具体的手順や様式を定めている場合もあることについて説明があった。

委員からは、理事長の解任請求母体に関し、他法人では理事長選考・監察会議委員に加えて、同委員の選出母体となる教育研究評議会や経営協議会が規定されているが、委員個人の意思と会議体としての意思がそれぞれ担保されているからではないかという意見、構成員からの理事長に対する意見があればそれを聴き、対応するのは本会議であるが、解任請求は本会議のみに認めるべきであるという意見、大学は民主的な運営が大切な組織なので経営面・教育面の観点から広く意見を出すことは大切だという意見等があった。

議長より、選考に関する制度設計は、今後1年程度をかけて継続して意見交換をしていきたいこと、解任に関する議論についても、継続して意見交換をしていきたいとの発言があり、次回以降の本会議において引き続き協議することとした。

### 4. その他

特になし。

以 上